

平成 22 年 6 月 10 日

国立大学法人兵庫教育大学

学 長 加治佐 哲 也 殿

監 事 宮 崎 秀 紀

監 事 酒 井 清

監査報告書の提出について

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人兵庫教育大学の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及びその他の主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- （１）会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- （２）事業報告書は、国立大学法人兵庫教育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- （３）役員の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成 22 年 6 月 10 日

国立大学法人兵庫教育大学

監 事 宮 崎 秀 紀

監 事 酒 井 清